

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年7月27日
照会部署名 九州ブロック本部厚生年金適用支援グループ
照会担当者 秀野繁弘
連絡先 [REDACTED]
[REDACTED]

業務実施部署の長の確認

山口 茂

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 0000—00

本部受付番号 No. 2010—788

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

健康保険法第3条第3項の「常時五人以上」の解釈について

(内容)

＜照会に係る諸規程等の名称、条文番号等＞

健康保険法第3条第3項1号

昭和18年4月5日保発第905号

健康保険法第3条第3項第1号中に強制適用事業所になるか否かを判断するにあたって「常時五人以上」が明記されておりますが、この員数の算定方法についてお伺いします。

昭和18年4月5日保発第905号中の3.の(1)に「5人以上の計算」の中で、「従業員の員数の算定については、その事業所に常時使用される総ての者について計算すべきものとする。すなわち、健康保険の被保険者となるべき者はもちろん、法第十三条の二(現行 法第三条一項)の規定によって被保険者と出来ない者であっても当該事業所に常時使用される者についてはこれを算入すべきものとする。」とあります。「健康保険法の運用と解釈」の中で、員数に算入する事例として「適用除外の承認を受けている国民健康保険の被保険者」

があげられており、員数に算入しない事例として「日々雇い入れられる者」があげられています。これからいくと法第十三条の二（現行 法第三条一項）の1号から8号の中で「常時使用される全ての者（員数として算入）」とそうでない者（員数として参入しない）の二種類に分けるのでしょうか。

それとも、基本的に法第十三条の二（現行 法第三条一項）の各号の者は員数に参入され、「日々雇い入れられる者」だけが算入されないのでしょうか。

また、通常いう短時間労働者（四分の三未満）については、法第十三条の二（現行 法第三条一項）の規定のなかに明記が無いと思われますが、この者については「常時使用される総ての者」として員数に算入すべきでしょうか。員数に算入されるとすれば月何日、一日に何時間までが「常時使用される全ての者（員数として算入）」になるのでしょうか。

（九州ブロック本部見解）

九州ブロック厚生年金適用支援グループに各県から人が集まっているので、その中で各県の状況を確認したところ、員数に算入するか否かの基準については、「労働形態が健康保険の被保険者となるべき状態（四分の三以上等）」で判断しているとの意見が大半でした。

そもそも短時間労働者については、保発第905号が出された昭和18年当時、想定されてなかったと思います。短時間労働者の「常用的仕様関係にあるかどうか」が示されたのが、昭和55年6月6日の「ないかん」ではないでしょうか。これは「被保険者となるべきものを4分の3以上」とする文書ですが、逆を言えば「4分の3未満は被保険者に該当せず」よって「常用的使用関係に無い」とはならないでしょうか。

適用促進を遂行していく中で、実際にトラブル（歯科医師会）になっている案件です。見解と一定の基準をお示しいただきますようお願いします。

(本部回答)

健康保険法第3条第3項第1号において、「次に掲げる事業の事業所であって、常時五人以上の従業員を使用するもの」は適用事業所となる旨規定され、この従業員の員数を算定するにあたっては、昭和18年4月5日保発第905号（以下「18年通知」という。）により「被保険者となることができない者であっても当該事業所に常時使用される者についてはこれを算入すべきものとする」ことが、示され、また、昭和55年6月6日の内かん（以下「55年内かん」という。）においては、短時間就労者が被保険者として適用されることとなる「常用的使用関係」にあるかどうかの判断をする基準を示されていることから、「常時五人以上の従業員」を算定するにあたっては、55年内かんにおける「常用的使用関係」に該当する者は算入し、「常用的使用関係」に該当しない者については算入しないと解される。

なお、上記以外の者については、以下のように考えるのが妥当である。

○ 健康保険法

- ・ 員数の算定に含まれる者・・・健康保険法第三条第一項第一号、第六号、第七号、第八号
- ・ 員数の算定に含まれない者・・第三条第一項第二号～第五号（臨時に使用される者等）

○ 厚生年金保険法

- ・ 員数の算定に含まれる者・・・第十二条第一項第一号、第九条に規定される被保険者にはならない常用的使用関係のある70歳以上の者
- ・ 員数の算定に含まれない者・・第十二条第一項第二号～第五号（臨時に使用される者等）

回答日 平成22年8月13日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (役職名) 渕 康幸

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上